

【控除限度額】

居住開始年月日		控除限度額
平成11年～平成18年 もしくは 平成21年～平成26年3月		所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高97,500円)
平成26年4月～平成31年6月	適用条件	
	住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高136,500円)
	上記以外	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高97,500円)

※住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額が上限となります